

災害対策本部事務局災害応急対策活動マニュアル

1 災害対策本部の構成員

(1) 本部長

町長は、災害対策本部の分担業務について指揮監督する。

(2) 副本部長

副町長・教育長は、町長が不在のときは、災害対策本部の分担業務について指揮監督権を副町長・教育長の順で代行する。

(3) 事務局長

総務部長は、事務局長として対策本部の分担業務の具体的な執行の指揮にあたる。

(4) 指揮権の代行

総務部長が不在のときは、事務局次長である防災安全課長が指揮権を代行する。

(5) 連絡責任者

防災安全課長は、災害対策本部内の連絡責任者として連絡調整にあたる。

(6) 事務局員

防災安全課防災安全担当の職員は、事務局員として災害対策本部の業務を遂行する。

2 職員の動員計画

(1) 配備指令と動員数

本部長は、災害対策本部要綱別表第3の規定に基づき、次に定める数の職員を動員する。この場合において、横浜地方気象台が震度4以上を発表したとき又は、「東海地震警戒宣言」が発表されたときは、3号配備（全職員）とする。

(災害対策本部動員計画表)

区 分	災害対策本部設置後			合 計
	1号配備	2号配備	3号配備	
本部員	全 員	全 員	全 員	10
事務局員（防災安全担当）	全 員	全 員	全 員	5
合 計	15	15	15	15

※事前配備の場合、事務局員が配備し状況に応じて本部員へ連絡します。

(2) 連絡網

事務局次長は、災害対策本部内緊急連絡網を作成する。

(3) 職員の安否確認

事務局長は災害対策本部内緊急連絡網等により部員の安否確認をする。

3 本部事務局の組織及び分担業務

- ・本部長（町長）
- ・副本部長（副町長・教育長）

名 称	局長等	分 担 業 務
本部事務局	事務局長 総務部長 事務局次長 防災安全課長 事務局 防災安全課 （防災安全担当）	(1) 災害対策本部に関すること。 (2) 本部、会議に関すること。 (3) 防災会議その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること。 (4) 災害対策実施の総括に関すること。 (5) 気象情報等のとりまとめに関すること。 (6) 気象情報の収集、伝達に関すること。 (7) 各部の被害調査報告のとりまとめに関すること。 (8) 防災関係機関との対策調整に関すること。 (9) 応急復旧計画調整に関すること。 (10) 災証明等に関すること。 (11) その他、部班に属さない事項に関すること。 (12) 地域防災計画に関すること。 (13) 防災会議に関すること。 (14) 災害対策の総括に関すること。 (15) 防災教育に関すること。 (16) 情報システムの管理に関すること。 (17) 警戒宣言情報に関すること。 (18) 東海地震予知情報のとりまとめに関すること。 (19) 個別行動計画に関すること。 (20) 各部に属さない事項の調整に関すること。 (21) 各部の連絡調整に関すること。

【 本 部 事 務 局 】

(1) 災害対策本部に関すること。

寒川町地域防災計画や寒川町災害対策本部要綱に基づき、災害対策本部の設置を行う。
本庁舎が被災したときの代替施設を消防庁舎とする。

(2) 本部、会議に関すること。

ア 寒川町災害対策本部要綱に基づき、本部の運営及び会議を開催する。

イ 発災直後の情報収集体制として直ちに災害応急対策のための実践行動に入れる情報の把握に努める。特に火災は延焼の恐れがあるため早期発見に努める。

- [被害情報]
- ・ 人的被害 (死者、負傷者、救出要求者等)
 - ・ 公共施設被害 (道路、鉄道、防災拠点施設等)
 - ・ 建物被害 (家屋倒壊、火災等)
 - ・ ライフライン (電気、水道、ガス等)

- (3) 防災会議その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること。
災害状況等により関係機関への連絡及び協力要請を行う。
- (4) 災害対策実施の総括に関すること。
災害対策実施の総括を行う。
- (5) 気象情報等のとりまとめに関すること。
気象庁及び日本気象協会・各関係機関から気象情報等を取りまとめを行う。
- (6) 気象情報の収集、伝達に関すること。
企画政策班と協力し、災害についての情報収集を行い、各班及び避難所等へ情報伝達を行う。
- (7) 各部の被害調査報告のとりまとめに関すること。
各部から報告のあった被害調査を取りまとめを行う。また結果を神奈川県災害情報システムを使用し県等へ報告する。
- (8) 防災関係機関との対策調整に関すること。
必要に応じ、防災関係機関と連絡を密にし、対策調整を行う。
- (9) 応急復旧計画調整に関すること。
企画政策班で開催する「復旧対策調整会議」の調整結果をもとに災害対策本部において、応急復旧計画を最終決定する。
- (10) り災証明等に関すること。
り災者から提出された、り災証明願を審査し、災害により、り災が認められる場合は、り災証明書を速やかに発行する。
- (11) その他、部班に属さない事項に関すること。
各部・各班に属さない分担業務等が発生した場合は、災害対策本部において調整を行い、その業務の担当班を決定する。
- (12) 地域防災計画に関すること。
地域防災計画の改正・変更・修正等が発生した場合は、速やかに計画を定める。
- (13) 防災会議に関すること。
寒川町防災会議条例に基づき、必要に応じ、委員を招集し防災会議を開催する。
- (14) 災害対策の総括に関すること。
災害対策の総括を行う。
- (15) 防災教育に関すること。
消防本部と連携し、自主防災組織の整備及び育成指導や防災知識の普及及び教育を行う。
- (16) 情報システムの管理に関すること。
安否情報システムなど、個人情報が含まれるシステムについて管理を徹底する。

(17) 警戒宣言情報に関すること。

警戒宣言情報が発表された場合は、速やかに正確な情報収集に努める。

(18) 東海地震予知情報のとりまとめに関すること。

東海地震予知情報が発表された場合は、速やかに正確な情報収集に努める。

(19) 個別行動計画に関すること。

災害発生時において必要な行動計画等ある場合は、災害対策本部事務局において、計画を定める。

(20) 各部に属さない事項の調整に関すること。

各部に属さない事項の調整等が発生した場合は、災害対策本部事務局において調整を行う。

(21) 各部の連絡調整に関すること。

各部への連絡及び調整を行う。